

# 奈良県医療審議会組織運営規程

(組織)

第1条 奈良県医療審議会（以下「審議会」という。）は、委員30人以内で組織する。

(委員)

第2条 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第3条 審議会に会長をおく。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選されたものが、その職務を行う。

(専門委員)

第4条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員10人以内をおくことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に所属する委員のうちから互選されたものが、その職務を行う。

6 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(雑則)

第7条 以上のほか、議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は審議会が定める。

付 則

この規程は、昭和61年11月19日から施行する。